

## 第7回関東選抜小学生ハンドボール大会 臨時トレーナーについて

今大会における「臨時トレーナー」について以下のように定める。

### (1) 臨時トレーナーとは

- 1 チーム役員として登録されていない者でベンチサイドの臨時トレーナー席にて応急手当をすることを認められた者とする。
- 2 臨時トレーナーはトレーナー資格を有している者とする。

### (2) 臨時トレーナー席について

臨時トレーナー席は、おおむね GK ラインの延長線上でベンチサイドに設置されている大会役員が認めた場所とする。

### (3) 臨時トレーナーの申請について

- 1 提出される申請用紙とは①申請用紙②データにて添付された資格証とする。
- 2 東京都ハンドボール協会 HP から申請書をダウンロードし、申請用紙を確認の上、提出すること。 ※ 臨時トレーナー1名につき、1枚の申請用紙を必要とする。
- 3 申請用紙に記載されている送付先に必要事項を記入し期限までに申請すること。
- 4 試合毎に臨時トレーナーが変わる場合は申請用紙を必要人数分提出すること。

### (4) 注意事項

- 1 期日(令和5年1月13日(金)正午12:00)までに申請があり、大会役員が認められた者を臨時トレーナーとする。それ以外は認めないこととする。
- 2 必要な時は審判及びTD等が身分証明を求めることができる。その際は提示すること。
- 3 今大会は人数制限を求めていることから、申請が認められた者は運営協力者5名のうちの1名としてカウントされる。
- 4 臨時トレーナーとして認められた者は、参加する試合毎に参加者名簿及びチェックシートを提出すること。
- 5 臨時トレーナーとして認められた者に虚実があった場合、チーム責任者に対して関東協会が作成する「資料集」に基づき対応する。
- 6 その他、日本ハンドボール協会テクニカルオフィシャル MO/TD 競技ハンドブックを参考にする。